

花巻市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成26年2月20日(木) 午後1時
- 2 会議場所 生涯学園都市会館1階 講座室
- 3 会議日程 別紙次第のとおり
- 4 協議事項
 - (1) 諮問第1号
平成25年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
 - (2) 諮問第2号
平成26年度花巻市国民健康保険特別会計予算について
- 5 会議に出席した委員は次のとおりである。
被保険者代表委員
委 員 江 川 サツミ
委 員 佐々木 榮 男
委 員 板 垣 眞喜子
委 員 金 澤 千加子
保険医又は保険薬剤師代表委員
委 員 大 沼 一 夫
委 員 中 館 一 郎
委 員 八重樫 寿 人
委 員 山 田 裕 司
公益代表委員
委 員 藤 本 莞 爾
委 員 土 岐 紀 一
委 員 中 村 良 則
委 員 杉 原 千 恵
被用者保険等保険者代表委員
委 員 手 塚 剛
委 員 高 橋 哲 夫
- 6 会議を欠席した委員は次のとおりである。
な し
- 7 会議に出席した職員は次のとおりである。
市長 上 田 東 一
健康こども部長 出 茂 寛
総務部市民税課長 久保田 廣 美

総務部収納課長	平 賀 公 子
健康こども部健康づくり課長	内 舘 桂
健康こども部国保医療課長	高 橋 信 宏
健康こども部国保医療課課長補佐兼国民年金係長	八重樫 洋 子
健康こども部国保医療課国保係長	菊 池 豊

(開会 午後1時)

国保医療課長（高橋信宏君）

委員の皆様には、何かとお忙しいところご出席賜りまして誠にありがとうございます。国保医療課長の高橋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、只今から花巻市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、委員14名全員のご出席となっておりますので、花巻市国民健康保険運営協議会規則第4条に定める定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

始めに、市長よりご挨拶を申し上げます。

市長（上田東一君）

どうも上田東一でございます。よろしくお願ひします。

2月5日に市長に就任いたしまして、皆様にお会いするのは今回が初めてでございます。委員の方達には日頃からいろいろお世話になっておりましてありがとうございます。

国民健康保険、花巻市民2万4千人を超える方達が加入しておられます。医療を受けるためにはどうしても保険が必要だ、医療は国民の最低限の福祉のために必要な基礎となるものでございます。その方達の医療をしっかり守る国民健康保険、2万4千人を超える方達が対象になっているということで、本日は本当に極めて大事な会議であると、私は思っております。今日は特に、補正予算、それから来年度、26年度の予算を審議いただく重要な会議でございます。

皆様、本当にお忙しいところご出席賜りましてありがたいと思っております。慎重にご審議をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

国保医療課長（高橋信宏君）

それではここで、会長に諮問書をお渡しいたします。

会長、よろしくお願ひいたします。

(市長から会長へ諮問書手交)

国保医療課長（高橋信宏君）

次に、花巻市国民健康保険運営協議会会長よりご挨拶をお願ひいたします。

会長（藤本莞爾委員）

それでは一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、市長様、この度は当選おめでとうございました。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は全員出席ということで、非常にありがたい、本当にうれしく思います。花巻市におかれましては、国民健康保険における医療費や税収の状況、今後の制度改正の動向などに応じて、適切な運営に努めていただきますことを心からお願い申し上げる次第でございます。

本日は、市長様から「平成25年度の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」「平成26年度の国民健康保険特別会計当初予算」の2件について、只今諮問を受けたところでございます。

2月3日に皆様方とともに研修会を開催し、国保制度や国保財政、併せて国保税制改正の概略について、市の当局から話を伺ったところでございます。

今回は実際の予算について審議するのでございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

いずれも、予算要求に基づく審議の内容となりますが、昨日、要求どおり内示があったとのことでございます。皆様方から忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、どうぞスムーズに終わらせていただきますことを心からお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶といたします。

よろしくお願ひいたします。

国保医療課長（高橋信宏君）

ありがとうございました。

なお、市長におかれましては、別の用務が入ってございますので、大変申し訳ございませんが、ここで退席させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

（市長退席）

国保医療課長（高橋信宏君）

それでは、これから諮問案件の審議となりますが、花巻市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、会議の議長は会長に務めていただくことになっておりますので、ここからの進行は藤本会長にお願いしたいと思います。

会長（藤本莞爾委員）

それでは最初に、会議録署名委員の指名を行います。

花巻市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定によりまして、議長が指名することになっておりますので、私のほうから指名させていただきます。

会議録署名委員に、中舘一郎委員、八重樫寿人委員を指名いたします。

それでは、審議に入ります。

諮問第1号「平成25年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

健康こども部長（出茂寛君）

諮問第1号「平成25年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明を申し上げます。

諮問第1号の表中「補正要求額」につきましては、昨日内示がございましたので、「補正額」ということでご了解をお願いしたいと思います。

それではご説明申し上げます。

資料の1ページは「歳入」、2ページは「歳出」となっており、それぞれ、上段が「総括」、下段が「事項別」の表となっております。

最初に、「総括」をご覧ください。

本補正予算は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ「2億6,996万8千円」を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「103億693万4千円」とするものであります。

補正の内容につきましては、国庫支出金ほか各歳入の最終見込みによります整理並びに保険給付費の決算見込みによる追加、拠出金等の確定による整理が主な内容でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

国保財政につきましては、歳出額に応じまして、歳入額を確保するというものでございますので、最初に「歳出」からご説明を申し上げます。

2ページをご覧ください。

下段の事項別の表の「補正額」の欄によりご説明をいたします。

2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費、19節 負担金補助及び交付金「1億8,616万1千円の増」から、2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費、19節 負担金補助及び交付金「4,477万2千円の増」までにつきましては、それぞれ、最終見込みによるものであります。

3款 後期高齢者支援金等、1項 後期高齢者支援金等、1目 後期高齢者支援金、19節 負担金補助及び交付金「515万6千円の減」及び6款 介護納付金、1項 介護納付金、1目 介護納付金、19節 負担金補助及び交付金「261万円の減」につきましては、それぞれ、決定によるものでございます。

11款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、3目 返還金、23節 償還金利子及び割引料「9,172万9千円の増」につきましては、国庫支出金等の過年度精算に伴う返還金であります。

次に、「歳入」のご説明をいたします。

1ページをご覧ください。

歳出と同じく、下段の事項別の表の「補正額」の欄によりご説明いたします。

3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金、1節 現年度分「1億2,974万2千円の増」から、7款 共同事業交付金、1項 共同事業交付金、2目 保険財政共同安定化事業交付金、1節 現年度分「171万円の増」までにつきましては、「歳出」の保険給付費等の最終見込みに伴う「歳入」の見込みによるものでございます。

9款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金、1節 保険基盤安定繰入金「285万7千円の減」、及び2項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金、1節 財政調整基金繰入金「3億9,885万3千円の減」につきましては、それぞれ最終見込みによる整理であります。

10款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金「4億4,243万1千円の増」は、前年度からの繰越金であります。

以上、「平成25年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の概

要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご答申賜りますようお願い申し上げます。

会長（藤本莞爾委員）

只今当局から説明をいただきました。

これに対し、皆様からご質問、ご意見がございましたら、よろしく願います。

中村良則委員

単純なことですが、歳入では繰越金が2億円発生して繰入金で4億円減ったなっています。繰越金が発生した主たる要因がどこにあったのか、教えていただきたいと思えます。

国保医療課長（高橋信宏君）

只今のは平成24年度の繰越金でございますので、手元に資料がございませんが、制度上、国及び県からの給付が増えてきたことと、また、大きな要因としては、国保税の収入が当初見込みより増えたということであったと記憶しております。

山田祐司委員

同じく繰越金のことですが、去年、一昨年繰越金が多かったということで、保険税を一時減額したわけですが、その後、前年度からの繰越金の目減り状態はどうなっていますか。

国保医療課長（高橋信宏君）

平成23年度の決算と平成24年度の繰越額を比較しますと、平成23年度では3億500万円余りで、平成24年度繰越額は4億4,000万円程となっています。

これにつきましては、歳入の国県支出金がおおよそ1億程伸びています。これは、東日本大震災に伴う国の措置で追加できたものがありました。

また、国保税についてですが、平成24年度決算でおおよそ3,000万円余りが、収納率の向上等により伸びています。実質的には、平成23年度より平成24年度の繰越額が増えているという状況になっています。

会長（藤本莞爾委員）

他に質疑が無いようですので、これを終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号「平成25年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

ご異議なしと認め、諮問第1号は、諮問のとおり答申することに決しました。

次に、諮問第2号「平成26年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

健康こども部長（出茂寛君）

諮問第2号「平成26年度花巻市国民健康保険特別会計予算」についてご説明

申し上げます。

予算の説明の前に、「花巻市国民健康保険事業の状況」についてご説明申し上げます。

お手元の資料の1ページには、上段に「被保険者の推移」、中段に「全被保険者における前期高齢者数（65～74歳）、介護保険第2号被保険者数（40～64歳）の推移」、下段に「医療費の状況」を掲載しております。

また、2ページには、上段に「保険給付費の状況」、中段に「1人当たり医療費の状況」、下段に「国民健康保険税の収入状況」を掲載しておりますので、参考にご覧願います。

まず、被保険者数につきましては減少傾向で推移しておりますが、被保険者の中に占める高齢者の割合が高くなっており、併せて、医療技術の高度化などにより、1人当たり医療費が増加しております。

このことにより、全体の医療費が増加傾向で推移し、保険給付費も増加している状況であります。

反面、国民健康保険税の収入は、被保険者数の減少に伴い減少するものと考えております。収納の関係で、若干、上下の動きはございましたけれども、今後減少するものと考えてございます。

こうした現状を踏まえまして、今後における国保財政の健全で安定的な運営を確保するため、国保税の収納率向上に努めていきますとともに、各種の保健事業の推進や医療費適正化事業の実施に努めて参ります。

それでは、改めまして諮問第2号の「平成26年度花巻市国民健康保険特別会計予算」について、ご説明を申し上げます。

最初に、2ページの下段、「歳入合計」の欄、及び、5ページの下段、「歳出合計」の欄をご覧願います。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「102億3,851万円」とするものであります。

説明に入らせていただきますが、補正予算の説明の際にもお話し申し上げましたとおり、国保財政につきましては、歳出額に応じまして、歳入額を確保するというものでありますので、最初に「歳出」からご説明申し上げます。

3ページをご覧願います。

歳出、1款 総務費につきましては、説明を省略させていただきますが、2款 保険給付費であります。先ほどご説明申し上げましたとおり、被保険者数は減少しておりますが、全体の医療費は伸びておりますことから、平成25年度と比較し、「2億7,256万円の増」となっております。

1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費「56億4,369万2千円」から、5目 審査支払手数料「2,339万7千円」までにつきましては、それぞれ、前年度までの医療費の伸びや被保険者数を勘案し、見込んだものであります。

2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費「6億9,377万円」から、4目 退職被保険者等高額介護合算療養費「130万円」までにつきましては、前年度までの実績額等を勘案し、所要額を見込んだものであります。

3項 移送費、4項 出産育児諸費、及び、5項 葬祭諸費までにつきましては、前年度までの実績額等を勘案し、所要額を見込んだものであります。

4ページをご覧ください。

3款 後期高齢者支援金等、1項 後期高齢者支援金等「12億8,304万2千円」は、支援金及び事務費拠出金ですが、全医療保険者が加入人数に応じて後期高齢者医療制度を支えるために拠出するものであり、平成24年度精算分を含め、国から示されました試算方法に基づき、見込んだものであります。

4款 前期高齢者納付金等、1項 前期高齢者納付金等「91万7千円」は、納付金及び事務費拠出金ですが、前期高齢者給付金の額が著しく過大となる保険者のため、各医療保険者間の財政調整を行う仕組みとして、全ての保険者が、その加入者数に応じて費用を負担するものであります。

5款 老人保健拠出金は、説明を省略させていただきます。6款 介護納付金、1項 介護納付金、1目 介護納付金「5億4,041万5千円」は、第2号被保険者数に応じた算定基準額と平成24年度介護納付金の精算分を勘案して見込んだものであります。

7款 共同事業拠出金、1項 共同事業拠出金、1目 高額医療費共同事業拠出金「1億5,383万8千円」は、一般被保険者の80万円を超える高額医療費に対する拠出金であり、過去3年間の医療費等の実績により見込んだものであります。

2目 保険財政共同安定化事業拠出金「9億1,422万6千円」は、同じく一般被保険者の30万円を超え、80万円までの医療費に対する拠出金であります。

3目 その他の共同事業拠出金は、説明を省略させていただきます。8款 保健事業費、1項 特定健康診査等事業費、1目 特定健康診査等事業費「9,728万6千円」は、医療費の抑制を目的として各医療保険者に義務付けられました特定健康診査の業務委託が主な内容であります。

2項 保健事業費、1目 保健活動費「1,860万3千円」は、被保険者の疾病予防や健康保持増進により医療費の抑制を図るため、各種の保健事業を行うものであります。

9款 基金積立金から、5ページの12款 予備費までにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上で「歳出」の説明を終わります。次に、「歳入」の説明をいたします。

1ページにお戻り願います。

歳入、1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税と、2目 退職被保険者等国民健康保険税の合計は、「18億7,778万4千円」であります。

2款 使用料及び手数料は、説明を省略させていただきます。3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金「15億7,459万5千円」は、一般被保険者の保険給付費等に対する国庫負担金であります。

2目 高額医療費共同事業負担金「3,845万9千円」は、高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担金であります。

3目 特定健康診査等負担金「1, 617万6千円」は、特定健康診査、及び特定保健指導に対する国庫負担金であります。

2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金「7億4, 323万2千円」は、療養給付費等負担金と同様、一般被保険者に係る保険給付費等に対する国庫補助金であります。

4款 療養給付費交付金、1項 療養給付費交付金、1目 療養給付費交付金「7億6, 631万円」は、退職被保険者の保険給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

5款 前期高齢者交付金、1項 前期高齢者交付金、1目 前期高齢者交付金「29億6, 407万5千円」は、前期高齢者の偏在によって生じる保険者負担の不均衡を調整するための交付金であります。

6款 県支出金、1項 県負担金、1目 高額医療費共同事業負担金「3, 845万9千円」は、高額医療費共同事業拠出金に対する県負担金であります。

2目 特定健康診査等負担金「1, 617万6千円」は、特定健康診査及び特定保健指導に対する県負担金であります。

2項 県補助金、1目 財政調整交付金「4億1, 860万9千円」は、国庫補助金と同様、一般被保険者に係る保険給付費等に対する県補助金であります。

2目 国民健康保険事業費補助金は、説明を省略させていただきます、2ページをご覧ください。

7款 共同事業交付金、1項 共同事業交付金、1目 高額医療費共同事業交付金「1億6, 765万7千円」は、一般被保険者の80万円を超える高額医療費に対する岩手県国民健康保険団体連合会からの交付金であります。

2目 保険財政共同安定化事業交付金「8億7, 665万6千円」は、一般被保険者の30万円を超え、80万円までの医療費に対する岩手県国民健康保険団体連合会からの交付金であります。

8款 財産収入は、説明を省略させていただきます。

9款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金「5億7, 360万5千円」につきましては、それぞれ国の算定ルールに基づく一般会計からの繰入金であります。

2項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金「1億4, 695万6千円」は、国民健康保険財政調整基金から繰り入れるものであり、平成26年度末残高は「5億1, 887万8千円」と見込んでおります。

10款 繰越金、11款 諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で歳入歳出予算の説明を終わります。

続きまして、本日の資料には入れておりませんが、議案として提出する際には、「一時借入金」及び「歳出予算の流用」について定めることになっております。

まず「一時借入金」であります。借入れの最高額を「5億円」と定めることとしております。前年度と同じように見込んでおります。

また、「歳出予算の流用」につきましては、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用ができ

るよう定めることとしております。これらは前年度と同じでございます。今回、お示ししておりませんが、議案提出の際はこれらを含めて記載することとしております。

以上、「平成26年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご答申を賜りますようお願い申し上げます。

会長（藤本莞爾委員）

只今当局から説明をいただきました。

これに対し、皆様からご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

山田祐司委員

歳出で保険給付費、医療費がどうしても上がるということでの予算の歳出だと思っておりますが、平成25年度補正予算から見ると、後期高齢者支援金が前年度より少なくなっているのは、後期高齢者の割合が少なくなるからなのか、でも人口では後期高齢者は増えているのですが、後期高齢者支援金との関わりがわからないので教えてほしいです。

国保医療課長（高橋信宏君）

後期高齢者支援金は、日本全体の後期高齢者の負担分を計算して、それぞれの保険者に割り振られてくるものでございまして、実際の支払いする分につきましては、支払基金へお支払いして各広域連合へ支払うというものです。現段階での通知の額がこの程度になっているものでございます。

去年、多く交付されていれば減ることもあるものですし、精算によって動くかもしれませんですが、いずれそういう内容でございます。

国保係長（菊池豊君）

補足させていただきます。

平成26年度に支払う後期高齢者支援金につきましては、平成26年度にどのぐらいの支援金が必要かを全国ベースで算定します。

平成26年度の必要な額自体は確かに増えております。しかしながら、平成26年度につきましては、前々年度、平成24年度に支払った分の精算分もありまして、実は平成24年度に払いすぎたということで、それで精算しますと前年度当初の予算より少ない形になっているということになります。

実際、平成26年度に支払う額が平成25年度当初予算より低い額になっているが、平成26年度に必要な額は増えていることは確かでございます。

手塚剛委員

歳入の雑収入の中の雑収入の1目の滞納処分費1千円とあるのですが、一般的に総務費の支出としての滞納処分費という考え方はあると思うのですが、雑収入の滞納処分費とは何でしたか。実際には生じていないから1千円なのかもしれませんが、どういう状況で生じるものなのでしょうか、教えてください。

収納課長（平賀公子君）

滞納処分費に係る経費につきましては、その処分される滞納者が負担することになっていきますので、その経費について計上しているものです。実際に滞納処分費として入ったことはありませんが、大きな差し押さえがあった場合、滞納者から負担させることが生じた場合には、この科目に入ることです。

手塚剛委員

例えば、証券などを差し押さえをした場合、交換のための手数料が掛かって、それを滞納者から徴収した場合の歳入という考え方でよろしいのですか。

収納課長（平賀公子君）

はい、そういうことです。

中村良則委員

予算でいくと、療養諸費の一般被保険者療養給付費が56億円と、前年度よりもおよそ3億円増えています。これが相当大きい部分を占めているということになると思うのですが、それに関連して「花巻市国民健康保険の状況」によると、1人当たり医療費の状況というのは平成21年度から平成24年度まででおよそ10%増えています。

いろんな医療技術等々の向上もあると思うし、それが一般被保険者療養給付費へ反映しているのだとは思いますが、医療費の伸び率が4年間で1割も伸びるということはなかなか考え難い気がするのですが、この原因はどの辺にあって、それに対する対応というのはどのように考えておられるのか、ご説明いただければと思います。

国保医療課長（高橋信宏君）

医療費の伸びの原因ということでございますが、基本的には、先ほどの資料でお話申し上げた1人当たりの医療費の伸びが引き上げになっているということですが、その一つの考え方といたしますと、国民健康保険につきましては、どうしても退職されました後の高齢者の方の加入が多くなってくると、そうしますと、通常、勤務されている被用者保険の段階ですと、掛かる医療費が少なかつたけれど、退職された後の高齢者の方ですと、傾向としましては医療費の額が高くなるという構造的な流れかと判断しております。

そのために前期高齢者の方の割合が伸びているという資料も差し上げておりますが、そういった傾向が今後続きますと、どうしても1人当たりの医療費、単価が高くなっていくものと、その結果が医療費の伸びにつながっているものというふうに考えております。

健康こども部長（出茂寛君）

私からもご説明申し上げます。

この予算におけます医療費の算定というのは、1人当たりの医療費がどれくらい掛かっているのかな、次に被保険者数はどのくらいかなということで、それらをかけてその年の医療費がそれくらい掛かるということで予算計上しております。実際に決算となれば動きはありますが、そういう算定をしております。

そこで、今お話がありました「花巻市国民健康保険の状況」を見ていただきたいと思います。被保険者の推移で、被保険者数は平成25年は24,232名ということで少なくなっています。単純に考えますと、被保険者が少なくなると収入も減りますが、医療費自体もこれに比準して下がってくるのじゃないかというのが一つの考えになります。

その時、前期高齢者被保険者は平成24年度は9,859名、平成25年度では10,115名、一方、介護保険第2号被保険者は9,887名から9,

052名に減っています。この資料には現れていませんが、20代や30代の働き盛りの方々の人数が、全体の被保険者数が25,441名から24,232名に減っているということは、この年齢層が減ってきている。

そうすると顕著なのはこの前期高齢者被保険者が増えてきているので、当然医療費も掛かってくるという状況がございまして、こういうところで医療費の増ということになっているのではないかと考えています。

他市等々比較してみますと、医療機関が多くあるところは医療費が増えていることもあるのですが、花巻市の場合、この年齢層が高いことが原因であると考えます。

中村良則委員

基本的なことですが、この一般被保険者療養給付費というのは、65歳以上の方も対象に入っているのですか。

国保医療課長（高橋信宏君）

一般被保険者と退職被保険者も、どちらも同じ国民健康保険の被保険者でございしますが、退職被保険者というのは、基本的には60歳を超えてまして、以前、被用者保険に加入されていた方、お勤めになっていた方で、年金受給資格のある方達の分については65歳までは別な手当がございしますので、一般被保険者と退職被保険者を分けてございます。

一般というのは0歳から74歳までの被保険者となっております。

健康こども部長（出茂寛君）

補足して説明いたします。

療養諸費のところでは一般と退職と分けております。一般というのは、通常の農業や自営業で稼いでおられる方で、退職というのは、社保等に加入されていた方が退職して国保に加入された方を退職被保険者、60～64歳まではこの分類にしております。

何故かと申しますと、掛かってくる医療費に対して支援してくるところが違うところがあります。諮問第2号の1ページにある歳入で、4款「療養給付費交付金」というのがありますが、ここで退職被保険者の掛かる医療費を支援するシステムとなっているものです。

国民健康保険なので、皆一本にして計上すればよろしいのですが、支援する形が違ってきておりますので、国保制度上、一般被保険者と退職被保険者とを分けています。

八重樫寿人委員

歳入の繰入金について教えていただきたいです。

先ほどの説明で、一般会計からの繰入金は算定ルールに基づいて繰り入れしているということで、平成26年度は5億7,365万円になっていますが、どのようなルールに基づいて算定されているのですか。

国保係長（菊池豊君）

一般会計から繰り入れるものにつきましては、実は数種類ございます。

趣旨的なものをお話させていただきますと、国保税につきましては、低所得者に対しましては一定の軽減措置というものがございまして、その軽減につきま

しては、その分当然に国保税の歳入が減ることになりますので、一般会計から繰り入れるという、まず一つ考え方がございます。

その他にもう一つは、出産育児一時金、これにつきましては、基本的に、今、産科医療補償制度に加入している医療機関での分娩につきましては、お一人42万円という形になっておりますが、その3分の2につきましては一般会計で繰り入れるという考え方になっています。

そしてもう一つ、これは各市町村によってまちまちなのですが、被保険者において高齢者が多い場合、あるいは病床数が多い場合、尚かつ、先ほど軽減のお話をさせていただきましたが、一般的な軽減の額よりもその世帯の軽減が多い場合について一定の額を繰り入れるというような形のものがございます。

そして最後に、国保会計の歳出におけます総務費、こちらの一般事務費についても一般会計から繰り入れるという形の、4項目につきましては算定したものが、平成26年度の予算でいきますと5億7,000万円程となっております。

会長（藤本莞爾委員）

他に質疑が無いようですので、これを終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号「平成26年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

ご異議なしと認め、諮問第2号は、諮問のとおり答申することに決しました。次に、その他に入ります。

事務局から、何かございませんか。

国保医療課長（高橋信宏君）

ご審議ありがとうございました。

資料につきましては、例年ですと要求書ではなく予算書の、外に出る前の資料で差し上げておりました。今回、内示が出たのが昨日でしたので、要求額という表現となっており予算額と読み替えていただいたところですが、あらためて予算書につきましては皆様方に差し上げたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

併せまして、今日の諮問とは別に資料をお手元に差し上げているものがございます。「国保運営について」ですが、平成26年度の運営の方針について定めているものがございます。併せて国保連からの情報誌を配布させていただいておりますので、ご参考にしていただければと思います。以上でございます。

会長（藤本莞爾委員）

その他委員の皆様から何かご意見等ございますか。

それでは無いということで、以上をもちまして、本日の協議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（閉会 午後2時06分）